

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	公的給付支給等に関する個人番号利用事務に係る特定個人情報保護評価（基礎項目評価）の実施結果と庁内連携及び情報連携について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第2号

(担当部課：総務部総務課)

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）（以下、「公金受取口座登録法」。）により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下、「番号法」。）が改正され、公的給付支給等に関する事務が個人番号利用事務とされた。

今回、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを支援することを目的とした、令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金（以下、「本給付金」。）を新宿区においても支給を行う。この本給付金は公金受取口座登録法における特定公的給付に指定された。これに伴い、特定個人情報保護評価の実施を行うとともに、本給付金の迅速かつ正確に支給を行うために、支給受給資格判定に利用するための事務処理に必要な庁内連携及び他自治体との情報連携を行う。

1 新たな個人番号利用事務（資料41-1のとおり）

公的給付支給等に関する事務

2 特定個人情報保護評価の実施結果（資料41-2のとおり）

番号法に基づき、公的給付支給等に関する事務について特定個人情報保護評価を実施し、基礎項目評価の実施が義務付けられた。

そのため、「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」第5条の規定に基づき、当該特定個人情報評価書を個人情報保護委員会へ提出する。

3 庁内連携を行う情報項目（資料41-3のとおり）

庁内連携とは、同一機関（新宿区）内において「複数事務」間の特定個人情報（個人番号＋個人情報）のやり取りを行うものである。庁内連携は、目的外利用ではなく、目的内利用と位置付けている。

4 情報連携を行う情報項目（資料41-4のとおり）

情報連携とは、国、自治体及び行政機関等の中で情報提供ネットワークシステムを介して、行政手続きに際し、必要となる情報を取り交わすものである。

5 対象者数

81, 114人（令和3年12月10日時点）

6 その他

本給付金は、新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、生活の支援を行うために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定により、国の個人情報保護委員会へ届出書の提出前に事務を開始する。